

令和6年度財政援助団体等監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和7年1月31日

監査報告書により指摘された事項の状況報告

種類 令和6年度 財政援助団体等監査

期間 令和6年7月5日～令和6年11月28日

範囲 令和5年度事業を対象

- ①出資団体 2団体
- ②公の施設の指定管理者 2団体（4施設）
- ③補助金等交付団体 所管部局に対して実施

対象団体	指摘事項	回答
天下森振興公社 株式会社	<p>(1) 出資団体に対して 総会資料の事業報告書の数値に誤りがある。</p> <p>(2) 所管部局に対して 数値に誤りがある事業報告書を受領している。提出資料を精査し内容に不備がある場合は、指導・監督に努められたい。</p>	<p>(1) 総会資料に誤った数値を記載したまま作成してしまった。今後はダブルチェック等を行う体制を整えて資料にミスが無いように努める。</p> <p>(2) 提出資料の内容に疑問点や不備が認められた場合、公社にヒアリング等を行い、指導・監督を行う。</p>
横手殖林社 株式会社	<p>(1) 出資団体に対して ア 備品台帳が整備されていない。備品管理の重要性を認識し、購入年度、購入価格、保管場所等を記載した備品台帳を整備し、適切な管理に努められたい。 イ 令和5年10月から継続して在宅勤務となっているが、勤怠管理の確認方法が勤務開始時と終了時に電子メールでの報告となっており、適切な勤怠管理とは言い難い。今後も引き続き在宅勤務を行うのであれば確認方法の再考を図られたい。 ウ 業務日報を社長に報告していない。社員は在宅勤務規則の規定に基づき適切に報告し、社長は業務の進捗状況の把握に努められたい。 エ 小口現金の手続きに不備がある。経理規程では毎月末日に精算を行うこととされているが行われていない。小口現金の取扱いは最小限に留めるよう前回監査でも指摘しており、ガソリン代等は口座振替等による支払いに改められたい。 オ 社員の給与水準については、平成27年10月に策定された「第三セクター等への関与に関する指針」に基づき、他の出資団体等の賃金体系を参考に、その均衡を図られたい。 カ 取締役会において、将来的に解散の方向が示されているため、今後の事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>(1) ア 備品台帳を整理し、適切な管理に努める。 イ 今後も在宅勤務を継続せざるを得ない状況だが、勤怠管理は電子メールによる方法が現実的と考える。始業時刻以前の出勤報告、就業時刻以降の退勤報告のほか、休暇等についても事前の連絡を確実にすることとする。 ウ 退勤のメールで業務日報を提出し、社長はそれを確認することで業務の進捗状況の把握に努める。 エ 毎月末日に精算（口座への戻入）を行い、必要に応じた最小限の扱いとする。ガソリン代は口座振替による支払いに改める。 オ 社員の給与については、他の同業種等である横手市森林組合の賃金体系を参考に取締役会及び株主総会を経て決定している。当面は現在の規程により取り扱うが、解散が長引く場合は、他の出資団体等や市内同業種等の賃金体系を把握して均衡を図っていく。 カ 解散に向け、事務処理の取り扱いを確認のうえ適正に行う。</p>

対象団体	指摘事項	回答
<p>株式会社 横手殖林社</p>	<p>(2) 所管部局に対して ア 団体の経理事務が属人化しており、経理状況の把握・検証が行われていないため、備品管理や勤怠管理も含めて指導・監督に努められたい。 イ 取締役会において、将来的に解散の方向が示されているため、横手殖林社に対し委託している業務の見直しを検討されたい。</p>	<p>(2) ア 出入金については、毎月領収書や通帳の写し等により確認している。今回指摘があった備品台帳については作成・管理していくこととし、勤怠管理も引き続き適正に管理していく。 イ 解散の方向に変わりはなく、委託業務についても来年度見直しを行う。</p>
<p>指定管理者・株式会社 横手市 天下森振興公社 天下森ふれあい農園 ふれあい農園 ふれあい交流施設</p>	<p>(1) 公の施設の指定管理者に対して特に指摘する事項はなかった。 (2) 所管部局に対して ア 基本協定書に添付されている管理物件の記載内容に不備がある。 イ 基本協定書の引用条項に誤りがある。協定書は、適切かつ円滑な施設管理のために必要な事項を規定することを目的としているため、十分精査し、内容に不備のないよう努められたい。</p>	<p>(2) ア 次回、更新時に敷地面積を記載する。 イ 次回、更新時に現行条例と合致するよう改める。</p>
<p>指定管理者・株式会社 横手市 農林水産物直売施設 地域ふれあい施設 たかね</p>	<p>(1) 公の施設の指定管理者に対して業務内容を変更する場合は、通知により行うことと基本協定書に規定されているが、手続きを行っていない。 (2) 所管部局に対して業務内容を変更する場合等については、基本協定書の規定の遵守を指導されたい。</p>	<p>(1) 基本協定書に規定されているとおり書面にて手続きを行うよう横手市と連携を取りながら徹底していく。 (2) 基本協定書の規定の遵守について指導・監督を行う。</p>
<p>指定管理者・株式会社 横手市 天下森振興公社 天下森スキー場</p>	<p>(1) 公の施設の指定管理者に対して特に指摘する事項はなかった。 (2) 所管部局に対して基本協定書の引用条項に誤りがある。協定書は、適切かつ円滑な施設管理のために必要な事項を規定することを目的としているため、十分精査し、内容に不備のないよう努められたい。</p>	<p>(2) 次回更新時に引用条項を改め、内容に不備のないようにする。</p>

対象団体	指摘事項	回答
指定管理者・朝日総合株式会社・ 朝日レジデンシャル株式会社・ 株式会社ホームクリニック 市営住宅等及び共同施設	(1) 公の施設の指定管理者に対して特に指摘する事項はなかった。 (2) 所管部局に対して業務計画書及び業務報告書を関係部署に合議していない。	(2) ご指摘に基づき、関係部署と合議した。今後は関係部署への合議を速やかに行う。
合同会社HOMARE 若者交流事業補助金	(1) 補助金交付団体に対して事業実績報告書の収支決算書の一部に誤りがある。 (2) 所管部局に対して事業実績報告書の収支決算書の一部に誤りがあるものを受理している。	(1) 今後市の補助金を利用する機会があれば同様の不備がないように、出納簿を活用するなどの対策を講じる。 (2) 補助金の事務処理を行う上での取り扱い全般について再度確認をした。